

西郷村上下水道事業告示第21号

西郷村水道施設寄附採納要綱を次のように定める。

令和7年11月1日

西郷村上下水道事業西郷村長 高橋 廣志

西郷村水道施設寄附採納要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村上下水道事業の給水区域内において、西郷村以外が設置した水道施設の寄附について、その施設の条件及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 西郷村水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年3月24日条例第10号）第3条第2項に規定する区域
- (2) 公道 次に掲げる道路をいう。
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路
 - イ 法定外道路（アの適用を受けない道路で西郷村が管理する道路）
 - ウ 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路
- (3) 私道 公道以外の道路をいう。
- (4) 水道施設 給水管及びその附属物
- (5) 配水管 配水池等を起点とし、需要者に配水することを目的として管理者が公道等に布設した管
- (6) 給水管 配水管から分岐して個人が布設した管

(基本的条件)

第3条 西郷村上下水道事業に寄附しようとする水道施設（以下「寄附施設」という。）は、現に給水の用に供されており、又は供される予定であり、かつ、公共性の高いもので次の要件を全て満たすもの、かつ、村が必要と認めたものでなければならない。

- (1) 寄附施設は、西郷村上下水道事業の水道施設に直結していること。

- (2) 寄附は無条件であること。
- (3) 寄附施設に水道メーターが3個以上設置、又は、3個以上設置予定であり、想定される将来の需要に対しても十分な水量及び水圧が確保されていること。
- (4) 破損、漏水等のない良好な施設であること。
- (5) 寄附施設の所有者及び利害関係者全てに、寄附採納についての同意を得ていること。
- (6) 私道の土地の所有者又は管理者は、寄附施設が存続する期間、所有地が村において無償占用及び無条件で使用されることに承諾していること。

(構造等)

第4条 寄附施設の構造等については、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 他の施設及び構造物等との離隔が十分に確保され、維持管理を容易に行うことができるものであること。
- (2) 使用材料が、村の承認を受けたものであること。
- (3) 配水及び維持管理に支障がなく、使用水量及び水圧に十分耐えうるものであること。
- (4) 弁栓類、ドレン等、配水や維持管理に必要な設備が設置されていること。
- (5) 寄附を受ける給水管は最小口径50mm以上で配水用ポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管（GX型等）とする。
- (6) 口径200mm以上については、ダクタイル鋳鉄管（GX型）とする。

(寄附採納の申請)

第5条 水道施設を寄附しようとする者は、次の各号に掲げる書類を西郷村上下水道事業管理者に提出するものとする。

- (1) 寄附申込書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 登記簿謄本（又は抄本）
- (4) 工事写真
- (5) 給水装置工事申込書（平面図、縦断横断図、詳細図を含む）
- (6) その他西郷村上下水道事業管理者が必要と認める書類

(審査)

第6条 申請書が提出されたときは、村において審査を行うものとする。

2 前項の審査において、村は申請者に対し、必要に応じて漏水調査及び試験堀を指示することができる。なお、その費用は申請者負担とする。

(申請者への通知)

第7条 審査及び調査を行った結果、寄附の採納又は不採納を決定したときは、申込者に対し、寄附採納通知書（様式第2号）又は寄附不採納通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（瑕疵担保）

第8条 瑕疵担保期間は、寄附施設が村へ帰属した日の翌日から起算して2年とする。ただし、故意又は悪質と思われる過失については10年とする。

（権利の放棄及び第三者に対する責任）

第9条 寄附施設については、全ての権利を放棄すること。

2 寄附採納によって第三者から異議等が生じた場合は、申請者において解決するものとする。

（特例）

第10条 西郷村上下水道事業管理者が公益上、特に必要と認めるものについては、この要綱の規定によらないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。